

石木ダム収用委

4世帯の農地結審

地権者側 審理再開求める意向

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、県が申請した地権者4世帯の農地の収用裁決を審議している県収用委員会(戸田久嗣会長、7人)の第2回公開審理が17日、川棚町中央公民館で開かれ、結審した。早ければ5月中にも裁決の可否が決まる見込みだが、地権者側は審理の再開を求める方針。

5月中にも可否決定

申請対象は農地計約5500平方メートルで、土地と工作物などの損失補償は総額4900万円。補償額の妥当性などについて、県と地権者側の双方が意見陳述した。

地権者側は「そもそもダムは不要で、収用の緊急性もない」と主張。補償額算

定の根拠では、既に移転した元地権者の補償額について県は「個人情報保護のため非公開」と説明した。だが、今回の4世帯の氏名や補償額は土地収用法に基づき、申請書類の公告・縦覧で公開されているため、地権者側は「私たちのプライバシーへの配慮がない」と抗議した。

収用委は、3月末までに双方から追加の意見書を受け取り、委員会内で審議を続ける。地権者側は「県への反論の機会がまだ必要」と反発している。

(宮崎智明)



収用委の審理に臨む石木ダム反対地権者ら(手前)と県の担当者。川棚町中央公民館

対象地 補償額3~4割減 97年基準から地価下落

石木ダム建設事業で、今回の収用審議の対象になっている4世帯の農地の損失補償単価は、補償基準を定めた1997年当時から東彼川棚町の地価変動により3~4割下落している。

補償基準は、97年に県、佐世保市と事業賛成の地権者団体などで調印し決定した。同事業では、54世帯が97年当時の地価から算出した補償額を受け取り移転。13世帯が事業に反対して予定地に住み続けている。

昨年9月に公告・縦覧された4世帯の農地の裁決申請書類では、田の単価は1平方メートルあたり9千円前後。県によると、既に土地を売却した元地権者が受けた補償単価の6~7割にとどまるという。

ダム事業の補償額は公共事業の中でも高額な場合が多く、県は「集団移転による地域コミュニティの消失や生活再建を考慮して基準を設けている」としている。

(宮崎智明)

県収用委 審理を終了

石木ダム 判断は新年度に

三

享月

水曜日

2015年(平成27年)2月18日

県と佐世保市が計画する石木ダム(川棚町)について、未買収の土地の強制収用にに向けて補償額や明け渡し期限を決める2回目の県収用委員会が川棚町で開かれた。県側と地権者側から意見を聞く審理はこの日で終了したが、収用委の判断は新年度になる見通し。

地権者側は、石木ダムの必要性について議論が尽くされていないとして、強制収用に向けて手続きが進んでいることは「嫌がらせだ」と主張。県が収用委に示した補償額を算定した根拠となる資料などを開示するよう求めた。

県側は、2013年9月に国が土地収用法に基づく事業認定を告示したこと

や、地権者らへの説明会を開いたことを挙げ、「事業の必要性が認められて、説明責任も果たしている」と反論。「法にのっとり、迅速に審理を進めてほしい」と求めた。

収用委の戸田久嗣会長は「委員会では事業認定の当否については判断できない」と明言。「事業認定に明白かつ重大な瑕疵があったときは(裁決申請が)却下になるが、ごく限られた場面になる」との見解を示した。

県側と地権者側は3月末までに、この日の議論を踏まえた意見書を収用委に出す。それを受け、収用委は裁決か却下かを判断する。必要があれば審理を再開することもある。